

2 中家正希議員

- 1 町政執行状況について
- 2 町の財政運営について



1 町政執行状況について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、我が国は、リーマンショックを越える厳しい状況におかれていると言われ、本町においてもこうした影響から、社会経済活動の低迷が続いていることに加え、人口減少や少子高齢化の進行と相まって、地域社会・経済は従来にも増して厳しい状況におかれています。

こうしたコロナ禍からの出口がなかなか見通せない状況においてこそ、コロナ禍からの一刻も早い回復に向けて、感染拡大防止の徹底とともに地域の活性化の一層の取組が求められております。

特に、地域全体で子供から高齢者まで見守り支え合うための福祉と健康に重点を置いた施策の推進、地域経済の回復・活性化のため、中心市街地をはじめとした賑わいの創出や地場産業の振興の取組、多様な地域資源を最大限に生かした町の魅力の有効活用と新たな魅力の創出による魅力あるまちづくり、多発する自然災害から住民の生命や財産を守るため、災害に強いまちづくりが重要であると考えます。

このようなことから、本町の令和2年度の町政執行状況等について総括の意味で同年度の町政執行方針にある項目に沿って次のとおりいくつか質問いたします。

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進状況と課題、今後の計画について。
- ②岩内協会病院の医師確保の取組の成果と課題、今後の計画について。
- ③障がい者（児）福祉対策の具体的な内容と成果、今後の計画について。
- ④観光振興対策に関し、道の駅及びその周辺の整備の方向性の具体的な検討結果について。
- ⑤商工労働対策及び企業誘致の推進の具体的な内容と成果、今後の計画について。
- ⑥後志自動車道の黒松内までの早期事業化などの実現に向けた取組の成果と課題、今後の計画について。
- ⑦道路網の整備に関し、町道の舗装補修、排水施設の改修工事の実施状況と課題、今後の計画について。
- ⑧普通河川の維持管理の具体的な内容と成果、今後の計画について。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、地域包括ケアシステムの構築・推進状況と課題、今後の計画についてであります。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防など様々なサービスを切れ目なく一体的に利用できる体制のことです。

町といたしましては、この構築に向け、医療と介護の連携を図りながら、住宅改修や福祉用具購入などの高齢者への自立支援や、はつらつ元気塾など運動教室の開催による心身機能の強化に向けた重度化防止、更には認知症施策などの取組を重点的に推進してきたところであります。

こうした中、町全体では人口減少が進んでいるものの、介護を必要とする高齢者の数は横ばいで推移していく見通しであることから、介護サービスの安定的な提供を図るための介護人材の確保が必要であり、現状として、新たな介護士の養成や、その定着が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、本年3月に策定した第9期岩内町高齢者保健福祉計画及び、第8期岩内町介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの確立を目指すとともに、特に社会福祉士や介護支援専門員といった有資格者の充実も視野に入れながら、課題である介護人材の確保に向けた新たな取組を優先的に取り進めて参ります。

2 項めは、岩内協会病院の医師確保の取組の成果と課題、今後の計画についてであります。

岩内協会病院につきましては、数年来、常勤医不足が常態化している中で、令和2年9月末には常勤医1名が退職し、常勤医5名の体制となり、現在に至っていることから、北海道社会事業協会の本部において、整形外科や循環器内科、総合内科など必要な医師を募集しているところであります。

しかしながら、現在、医療の高度化に伴い、大規模な病院では専門性を持った、より多くの医師を必要としていることや、医師個々の都市部志向が強いことに加え、長引くコロナ禍の影響も重なり、残念ながら医師確保の課題を解決する状況には至っておりません。

こうしたことから、本年4月には、岩宇4町村合同で北海道知事及び北海道議会議長に対し、岩内協会病院の医師確保に係る要望書を提出しており、また、8月に開催された後志圏域地域医療構想調整会議においても、北海道に対し、原子力災害医療協力機関としての岩内協会病院の重要性や必要性を再度確認したところであります。

今後におきましても、引き続き北海道社会事業協会と岩宇4町村が連携を図りながら、北海道など関係機関への支援をお願いし、岩内協会病院の医師確保に向け、鋭意努力して参ります。

3 項めは、障がい者・障がい児福祉対策の具体的な内容と成果、今後の計画についてであります。

町では、障がいのある方が、障がいのない方と同様に権利が守られ、誰もが等しく社会に参加でき、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者及び障がい児の福祉対策に取り組んできたところであります。

具体的なサービスとしましては、介護が必要とされる方への介護給付と、自立訓練や就労継続支援などの訓練等給付を内容とする障害福祉サービスや、地

域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業のほか、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービスを実施しているところでもあります。

また、岩宇4町村が共同で岩宇地区相談支援センターを設置し、障害福祉サービスに関する情報提供や相談業務、利用調整、さらには権利擁護といった必要な援助を行って参りました。

こうした中、本年3月に、新たな岩内町障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定し、各サービスの利用見込み量を踏まえた、サービス提供体制の確保のための取組等について、定めたところでもあります。

今後におきましては、本計画の着実な実行のため、関係機関や周辺自治体との連携を図り、岩宇地区自立支援協議会における定期的な協議を行いながら、支援制度の周知や相談体制の充実などにより、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供に努めて参ります。

4項めは、観光振興対策に関し、道の駅及びその周辺の整備の方向性の具体的な検討結果についてであります。

道の駅及びその周辺の整備につきましては、当該エリアが中心市街地に位置することを踏まえて、都市機能や生活機能との連動を考慮した、面的な検討を緻密に重ねていくことが求められているほか、地域活性化に繋がる道の駅は、魅力的な地場製品の提供がなされる場でもあることから、新たな商品開発、高付加価値化が特に重要であるなど、総合的なバランスに優れた道の駅再生に取り組む必要性を確認して参りました。

こうした基本的な考え方をもとに、本年6月に策定した岩内町総合振興計画では、策定段階における様々な議論・検討を踏まえて、基本構想及び基本計画に反映してきたほか、土地利用構想における、拠点・ゾーン別の土地利用の方向の中では、中心拠点における道の駅のあり方について、観光拠点としての機能を充実する旨を明記したところでもあります。

今後におきましては、総合振興計画の基本構想及び基本計画の考え方に加え、岩内町過疎地域持続的発展市町村計画における、情報発信拠点の整備強化として、道の駅及び周辺の環境整備事業を計画掲載していることから、道の駅検討会の開催などを通じて、再整備及び活用促進に向けた検討を進めて参ります。

5項めは、商工労働対策及び企業誘致の推進の具体的な内容と成果、今後の計画についてであります。

商工労働対策につきましては、商工会議所との連携による中小企業の経営改善の普及をはじめ、設備投資等に対する公的補助制度の活用に関しては、コロナ禍により、感染防止と経営改善の両立に向けた取組が求められる中、31件の申請に対して、交付決定額、約3千8百万円の実績に結びつくなど、コロナ禍における、国や道の事業者支援制度のワンストップ窓口機能と合わせて、きめ細かな支援を実施してきたところでもあります。

また、季節移動労働者等に対する就労支援及び資格取得事業などを推進し、雇用の創出と拡大に努めてきたところでもあります。

今後につきましても、これまで支えてきた地場産業の活性化を継続して遂行するとともに、新たな産業の創出と育成の推進など産業の総合力を高めて参ります。

企業誘致につきましては、コロナ禍という特殊事情により、予定していた道内外への企業訪問は全て実施することはできませんでしたが、トップセールス

を軸に、道外1件、道内1件、計2件と、町の産業振興につながる狙いを定めた、戦略的な取組を行ってきたところであります。

今後につきましても、ポストコロナを見据えた企業動向なども、いち早くキャッチする中で、本町と縁のある町外の方々との関係性を深め、海洋深層水をはじめとする地域資源の利活用を中心に、トップセールスによる積極的な誘致活動と、地域の強みを活かした情報発進を強化して参ります。

6項めは、後志自動車道の黒松内までの早期事業化に向けた取組の成果と課題、今後の計画についてであります。

後志自動車道の黒松内までの早期事業化につきましては、これまで、後志管内の市町村長及び市町村議会議長によって構成される後志総合開発期成会や北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、また小樽国道協議会におきまして、国・道に対して、効率的・効果的な整備促進に係る要望を行ってきたところであります。

これまでの要望活動により、後志自動車道倶知安・余市道路の共和～余市間が平成26年度に事業化となり、平成28年度に着工され、また倶知安～共和間は平成28年度に事業化となり平成30年度に着工されているところであります。

今年度につきましては、蘭越～倶知安間において事業実施に向けた手続きである、計画段階評価に着手することが決定されており、黒松内までの早期事業化に向け、一步前進したと考えております。

後志自動車道の全線開通が実現されれば、これまでの課題であった道央圏の環状ルートが形成されることで、後志地域の食やアクティビティなど広域観光の振興に大きく貢献するほか、周期的に繰り返す有珠山や樽前山の噴火などの災害時における道央圏と道南圏を結ぶ北回りルートとしてのバックアップ機能の役割を果たすなど、防災面でも多大な効果があると考えております。

今後におきましても、引き続き国・道の動向を注視しながら、各期成会において効果的な要望活動がなされるよう努めて参ります。

7項めは、道路網の整備に関し、町道の舗装補修、排水施設の改修工事の実施状況と課題、今後の計画についてであります。

町道については、令和3年3月現在、路線数は288路線、実延長は108kmであり、舗装率は39.4%、未舗装に区分される防塵舗装率は30.3%となっております。

町では、道路の損傷等を確認した場合は、その原因を特定し、効果的な対策を進めており、特に、凍上の影響を受けやすい防塵舗装については、軟弱地盤の分布状況、置換厚や強度等を考慮し、補修工事を実施しているところであります。

町道の舗装補修の課題としましては、舗装されている町道の大半が高度経済成長期以降に集中的に整備されていることから、更新時期を一斉に迎えていること、加えて占用工事や沿線の建築行為に伴い、各地で掘削作業が行われていることも、道路施設の劣化を早める一因となっており、道路の維持管理を取り巻く環境は、厳しい現状にあります。

次に、排水施設については、近年の異常気象による道路の冠水等に対応するため、排水計画等に基づき、各種対策を実施し冠水被害の軽減に努めております。

排水施設の改修工事の課題としましては、多数現存している旧式の箱形側溝

の表面の摩耗及び本体の劣化があり、この課題解決に向けては、施設の劣化度合いを勘案しながら、上部のみ改修するなど改修スピードの向上についても検討を進めて参ります。

今後におきましても、両施設とも必要性や緊急性を総合的に判断し、交付金等を有効に活用しながら、各個別施設計画や排水計画に基づき、舗装補修工事、排水施設改修工事を計画的に進めて参ります。

8項めは、普通河川の維持管理の具体的な内容と成果、今後の計画についてであります。

近年、全国的に記録的な大雨による自然災害が発生しており、町においても、大雨に伴う洪水などの自然災害に備えるため、特に、運上屋川及びポン岩内川などの防災・減災対策は極めて重要であると考えております。

このため、運上屋川とポン岩内川においては、令和元年度から令和2年度にかけて、新設された緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債などを活用しながら、2年間で、浚渫約2kmを実施したところであり、概ね必要とされる全域で、浚渫工事を終えたところであります。

また、権太川、運上屋川、メトツ川については、護岸改修工事として、河川の勾配変化や屈曲部における水衝部対策、経年劣化対策、護岸背面を補強するための築堤工事も併せて実施しております。

こうした対策を講じたことにより、一定量の降雨においても洪水等の不安が解消され、河川近隣の住民や農業者の間では、安堵感が広がっているものと認識しております。

今後におきましても、河川の生態系への影響や、水質浄化作用などの自然環境面及び護岸の保護作用など、寄州・中州の役割等も踏まえて、普通河川の点検を定期的に行い、必要に応じ、河積を確保するための浚渫工事や河岸浸食箇所の補強工事などの対策を講じて、自然災害に備えた安全安心な河川環境を構築できるよう努めて参ります。

2 町の財政運営について

本町において、歳入と歳出の本質的にバランスのとれた健全な財政は、木村町長が進める健やかな町づくりにとって必要不可欠なものであり、将来に渡る町の持続的発展にも大きく影響するものと考えられます。

令和3年度の町政執行方針においても、町の発展を持続的に行うためには、規律ある財政マネジメントにより、長期的な視野に立って、サービスの質を担保しながらも事業の抜本的な改革・見直しや質・量を最適化することが求められています。財政の安定化は行政運営の基本であり、そのためにも人口規模に見合った財政運営への転換が急務であり、公共施設の適正な配置の実現など、引き続き、中・長期的な視点に立った持続可能な運営への転換を進めてまいります、と記されています。

1. 現在の町の財政状況及び今後の見通しについて。
2. 執行方針に記されている、人口規模に見合った財政運営への転換が急務である、とは具体的にどのようなことなのか、数字も示して説明下さい。
3. 財政健全化の取組状況と成果について。
4. 整備事業費が50億円と想定される義務教育学校を設置した場合の町の財政状況について、学校設置後10年間の見通しを健全化比率の数値と併せて説明下さい。
5. 4の義務教育学校を設置することが財政健全化の取組に逆行する可能性について。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、現在の財政状況及び今後の見通しについてであります。

町の財政状況につきましては、引き続き人口減少による影響等により、町税をはじめとする自主財源の確保は年々厳しさを増し、また、歳出では、社会保障関連経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加のほか、庁舎建設などの大型事業に係る起債償還も始まる中、単年度収支の均衡を図るのが精一杯の状況が続いております。

こうした中、令和2年度決算の実質収支では、地方消費税交付金の増や町税の収納率アップ、新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中止・縮小、医療機関への受診控えなどにより、平成26年度以降では最大の、約2億4,680万円の黒字となったところであります。

今後の財政運営につきましては、令和2年度国勢調査人口が使用され、減少が懸念されていた本年度の普通交付税が、当初予算を上回る算定結果となり、補正財源の確保には一定程度の目途が立ったものの、新たな保育所の建設や老朽化する小中学校の整備など、今後における財政運営上の課題は山積していることから、基金への積み立てを含めた計画的な財源確保に努めていくとともに、中長期的な財政見通しや、各種施策の優先順位付けを確実に実行しながら、効果的かつ持続可能な財政運営に努めて参りたいと考えております。

2 項めは、人口規模に見合った財政運営への転換が急務であるとは、具体的にどのようなことなのかについてであります。

本町の財政状況は、人口減少等による町税総額の縮小や地方交付税総額が低く推移してきたこと等により、自主財源の減少傾向が顕著に表れてきている反面、経常経費は労務単価の上昇等もあり経費の縮小は進まず、歳入総額に見合った歳出予算規模を確立できないという課題が残り、これが厳しい財政状況を表す特徴の1つとして挙げられるところであります。

こうした傾向や度合いを示すものとしては、経常一般財源収入と経常経費との比率を表した経常収支比率が代表的な財政指標として用いられておりますが、経常収支比率につきましては、一般的に80%以下が地方自治体における健全財政の目安とされており、本町は、人口1人当たりの税収額が類似団体と比較して低いといった構造的な要因も加わり、直近10年間は90%台で推移し続けていることから、人口規模に見合った予算規模を確立させ、健全な財政運営への転換を図っていくことが急務であると言えます。

したがって、持続可能な財政運営への転換を進めるためにも、今後も町税等の収納率向上のほか、使用料やその他債権等の適正管理など、あらゆる歳入の可能性を模索して積極的な財源確保に努め、歳入総額に見合った歳出予算規模となるよう、引き続き、様々な角度から経常経費の抑制を図っていくことが必要と考えております。

3 項めは、財政健全化の取組状況と成果についてであります。

財政健全化は、本町における長年の課題であり目標であります。

町の財政状況を数値化した財政健全化法に基づく4指標については、実質収支比率及び将来負担比率ともに早期健全化基準を下回っているものの、道内においては財政再建団体である夕張市に次ぐ順位が続いている状況にあります。

こうしたことから、これまでも予算編成時における枠配分方式や職員提案型による事業の見直しなどをはじめ、その時々々の財政状況に応じて課題解決のた

めの方策を随時講じており、財政指標への影響が大きい地方債の発行についても借入額を抑制しながら財政運営を進めてきた結果、町債残高は、令和2年度末で約95億円台まで減少させることができたところであります。

また、令和2年度の繰越金についても、約2億2千万円を財政調整基金や学校整備基金へ積み立てし、新型コロナウイルス感染症などの予期せぬ事態への対応や、今後見込まれる各種施策の実施に備えた財源確保を図っているところであり、これらの財源措置につきましては、これまでの財政健全化に向けた各種取組の成果の1つであると捉えております。

4項めの義務教育学校を設置した場合における今後の町の財政状況についてと、5項めの義務教育学校の設置が財政健全化の取組に逆行する可能性については、関連がありますので併せてお答えいたします。

義務教育学校につきましては、現在、建設の優先候補地について事業実施の可能性調査を実施しているところであり、総事業費につきましても、事業費の再検証や既存施設のリノベーション等による事業費総額の抑制のほか、先進地の事例などを基に、50億円を概算事業費として仮設定し検討作業を進めているところでもあります。

義務教育学校整備に係る今後の町財政への影響につきましては、本年3月に作成いたしました中長期財政見通しにおいて、令和8年度開校と想定した中で、令和11年度までの見通しについてお示しし、議員の皆様方にも概要をご説明させていただいたところでありますが、学校整備後10年間の見通しにつきましては、現時点で令和12年度以降に係る推計値は算出しておらず、具体的な分析には至っていないところであります。

しかしながら、財政健全化4指標のうち、地方債の発行額の影響を大きく受ける実質公債費比率や将来負担比率については、償還額のピークが令和3年度であること、庁舎建設や一般廃棄物中間処理施設整備などの大型事業に係る起債の一部償還終了等もあり、この2つの比率については、健全化判断基準内で推移するものと見込まれることから、地方債の発行制限等、町財政への大きな影響は生じないものと考えております。

一方、各年度の単年度収支につきましては、中長期財政見通しの作成以降、令和2年度の繰越金や、令和3年度普通交付税が推計を上回る結果となりましたが、中長期財政見通し作成時では、令和5年度以降は赤字決算が見込まれ、実質赤字比率については令和7年度以降、連結実質赤字比率については令和8年度以降において早期健全化基準を上回る推計結果となっているため、財政運営上、一定程度の制限が生じることとなり、今後予定されている各種施策への影響も懸念されるところであります。

こうしたことから、義務教育学校の整備を進めるにあたっては、単年度収支の均衡が今後の課題と認識しており、現在、新たな補助金の活用方法や交付税算入率の高い、より有利な地方債の発行条件等の検討を進めているところであり、各地の先進事例等も参考にしながら、北海道とも財源確保に向けた具体的な協議を重ねてきているところであります。

こうした大型事業の実施にあたっては、義務教育学校の整備に関わらず、これまで実施してきた庁舎建設事業などにおいても、地方債の発行や財政負担は大きく発生し、財政指標も一時的に上昇することは避けて通られないものと認識しておりますが、町財政の悪化による住民サービスへの影響を懸念する声や、また、これまで進めてきた財政健全化への取組に逆行するのではないかと

ご意見等があることも承知しているところであります。

したがいまして、義務教育学校の整備につきましては、地域の宝である子ども達に、より良い教育環境を提供するためにも、今後も長期的な視野に立った適正な予算執行と財源確保に努めながら、具体的な事業期間や事業費総額の精査を併せて進め、住民サービスに大きな影響を及ぼすことのないよう、財源確保の裏付けとともに計画的な事業遂行に努めて参りたいと考えております。